

件名	亀山市いじめ問題調査委員会条例	教育委員会事務局 教育研究室
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>いじめ問題の克服に向けて、平成25年6月にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」といいます。）が公布され、同年10月に国のいじめ防止基本方針が策定されました。</p> <p>市では、平成26年1月に「亀山市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」といいます。）のため、既存の組織を活用しながら様々な取組を推進してきました。</p> <p>しかし、昨年、県内で中学生が暴行を受けて死亡する事件が発生し、全国的にもいじめを背景として、児童及び生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生しています。</p> <p>これらのことから、本市においても、法の規定に基づき、亀山市教育委員会（以下「教育委員会」といいます。）に附属機関として、いじめの防止等のための対策に関する事項等について調査審議する組織を設置するため、本条例を制定するものです。</p> <p><b>2 制定内容</b></p> <p>（1）法第14条第3項の附属機関として、亀山市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」といいます。）を置くこととします。 &lt;第1条関係&gt;</p> <p>（2）調査委員会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議することとします。 &lt;第2条関係&gt;</p> <p>ア いじめの防止等のための対策に関する事項</p> <p>イ 法第24条及び第28条第1項に関する事項</p> <p>（3）調査委員会は、委員5人以内で組織することとします。 &lt;第3条関係&gt;</p> <p>（4）調査委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱することとします。また、委員の任期、再任の可否及び守秘義務について定めます。 &lt;第4条関係&gt;</p> <p>                    弁護士                    学識経験者</p>		

心理、医療等に関し、専門的知識を有する者

その他教育委員会が必要と認める者

( 5 ) 調査委員会の委員長及び副委員長に関して必要な事項を定めます。

< 第 5 条関係 >

( 6 ) 調査委員会に特別の事項を調査審議させるために、教育委員会が必要と認めるときは、臨時委員を置くことができることとします。

< 第 6 条関係 >

( 7 ) 調査委員会の会議に関して必要な事項を定めます。

< 第 7 条関係 >

( 8 ) 調査委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理することとします。

< 第 8 条関係 >

( 9 ) その他調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定めることとします。

< 第 9 条関係 >

### 3 その他

( 1 ) 施行日は、平成 2 9 年 4 月 1 日とします。

( 2 ) この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、平成 3 1 年 3 月 3 1 日までとする経過措置を設けます。

( 3 ) 附則において、亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7 年亀山市条例第 3 8 号）の一部を改正し、亀山市いじめ問題調査委員会委員（臨時委員を含む。）の報酬及び旅費を次のとおり定めるとします。

報酬の額	日額 7 , 1 0 0 円
旅費の額	亀山市職員の旅費に関する条例（平成 1 7 年亀山市条例第 4 5 条）別表の消防長の項に規定する旅費に相当する額

以下、法より抜粋

（学校の設置者による措置）

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

( 1 ) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

( 2 ) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 及び 3 （略）

## 亀山市条例第3号

### 亀山市いじめ問題調査委員会条例

#### (設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第3項の附属機関として、亀山市いじめ問題調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。

#### (所掌事務)

第2条 調査委員会は、亀山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) いじめ(いじめ防止対策推進法第2条第1項に規定するいじめをいう。以下この号において同じ。)の防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関する事項

(2) いじめ防止対策推進法第24条及び第28条第1項に関する事項

#### (組織)

第3条 調査委員会は、委員5人以内で組織する。

#### (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 弁護士

(2) 学識経験者

(3) 心理、医療等に関し、専門的知識を有する者

(4) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 調査委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第6条 教育委員会は、調査委員会に特別の事項について調査審議させるために必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、第4条第1項各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議の終了の日までとする。

4 第4条第4項の規定は、臨時委員について準用する。

(会議)

第7条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 調査委員会は、委員(前条第1項の規定により臨時委員が置かれている場合にあつては、臨時委員を含む。次項及び第4項において同じ。)の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 調査委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 調査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 調査委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 3 1 年 3 月 3 1 日までとする。

( 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 )

- 3 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例 ( 平成 1 7 年亀山市条例第 3 8 号 ) の一部を次のように改正する。

別表亀山市空家等対策協議会委員の項の次に次のように加える。

亀山市いじめ問題調査委員会委員 ( 臨時委員を含む。)	日額 7 , 1 0 0 円
-----------------------------	----------------